



4市議会議員研修会（出水市中央公民館）

第1回定例会

- 平成20年度の阿久根市一般会計予算は補正予算の6,469万8千円を承認して、総額108億7,950万8千円と国保、簡水、老保、介護の4特別会計予算は補正予算の3,001万2千円を承認して、総額67億2,248万2千円となる。
- 平成21年度阿久根市一般会計予算は当初予算94億7,500万円を可決後、補正予算（第1号）で2億8,429万8千円を可決して、97億5,929万8千円となる。
- 平成21年度阿久根市国民健康保健特別会計予算の事業勘定は35億781万円を可決される。また、直営診療施設勘定は5,961万9千円を可決後、補正予算（第1号）で419万7千円を可決して、6,381万6千円となる。残りの5特別会計予算28億6,897万円と水道事業会計予算を原案可決した。
- 一般質問に12人が登壇し、活発な議論を展開

平成21年第1回定例会は、6月22日から7月24日までの33日間の会期で開かれ、市長が平成21年度の所信表明及び施政方針を述べ、平成21年度当初予算8件、暫定補正予算5件、補正予算2件が提案され原案のとおり可決されました。また、専決処分報告6件、市道路線の廃止についての議案など4件が原案のとおり可決され、監査委員の選任についての議案など2件が同意されました。このほか阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定については否決され、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については修正可決されました。さらに、請願1件は不採択、陳情11件うち2件が採択、1件は趣旨採択、残り8件は継続審査となり、決議と意見書は原案のとおり可決されました。

平成21年第1回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
報告第24号	専決処分の承認について(平成20年度阿久根市一般会計補正予算(第10号))	平21.6.26	承認
報告第25号	専決処分の承認について(平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	平21.6.26	承認
報告第26号	専決処分の承認について(平成20年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第3号))	平21.6.26	承認
報告第27号	専決処分の承認について(平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算(第2号))	平21.6.26	承認
報告第28号	専決処分の承認について(平成20年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第4号))	平21.6.26	承認
報告第29号	専決処分の承認について(平成21年度阿久根市一般会計暫定補正予算(第1号))	平21.6.26	承認
議案第6号	市道路線の廃止について	平21.6.26	原案可決
議案第7号	阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	平21.6.26	原案可決
議案第8号	阿久根市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	平21.6.26	原案可決
議案第9号	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平21.6.26	原案可決
議案第10号	平成21年度阿久根市一般会計暫定補正予算(第2号)	平21.6.26	原案可決
議案第11号	平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計暫定補正予算(第1号)	平21.6.26	原案可決
議案第12号	平成21年度阿久根市簡易水道特別会計暫定補正予算(第1号)	平21.6.26	原案可決
議案第13号	平成21年度阿久根市介護保険特別会計暫定補正予算(第1号)	平21.6.26	原案可決
議案第14号	平成21年度阿久根市後期高齢者医療特別会計暫定補正予算(第1号)	平21.6.26	原案可決
議案第23号	監査委員の選任について	平21.6.26	同意
議案第24号	教育委員会の委員の任命について	平21.6.30	同意
議案第4号	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	平21.7.17	否決
議案第15号	平成21年度阿久根市一般会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第16号	平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第17号	平成21年度阿久根市簡易水道特別会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第18号	平成21年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第19号	平成21年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第20号	平成21年度阿久根市介護保険特別会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第21号	平成21年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第22号	平成21年度阿久根市水道事業会計予算	平21.7.17	原案可決
議案第25号	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平21.7.17	修正可決
請願第1号	表川内の「しだれ紅梅」の管理についての請願書	平21.7.17	不採択
陳情第10号	郵政民営化法の見直しに関する陳情書	平21.7.17	採択
決議第3号	振り込め詐欺撲滅に関する決議	平21.7.17	原案可決
意見書第1号	郵政民営化法の見直しに関する意見書	平21.7.17	原案可決
議案第26号	平成21年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)	平21.7.24	原案可決
議案第27号	平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	平21.7.24	原案可決
陳情第11号	阿久根市発注工事等についての陳情	平21.7.24	趣旨採択
陳情第12号	道路建設陳情書	平21.7.24	採択
陳情第13号	根比海岸線の浸食防止策を求める陳情書	平21.7.24	継続審査
	陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号について閉会中の継続審査を求める件	平21.7.24	決定
	常任委員会の所管事務調査について閉会中の継続調査を求める件	平21.7.24	決定
	議員派遣の件	平21.7.24	決定

○議決結果(賛否が分かれた案件のみ)

議 案 名	議員名(議席番号順)													議決結果		
	大田重男	古賀操	松元薫久	野畑直	中面幸人	牛之濱由美	石澤正彰	牟田学	濱崎國治	岩崎健二	木下孝行	児玉賢一郎	檜柑幸雄		山田勝	鳥飼光明
阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◇	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	否決
平成21年度阿久根市一般会計予算	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(修正案)	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	修正可決
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(修正部分を除く部分の原案)	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	修正可決
表川内の「しだれ紅梅」の管理についての請願書	◇	◆	◆	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	—	不採択
道路建設陳情書	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	採択

監査委員の選任については、岩崎議員が地方自治法第117条規定により退席し、無記名投票の結果、賛成10票、反対4票で同意となりました。教育委員会の委員の任命については、無記名投票の結果、全員賛成で同意されました。
 ※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決(賛成、反対の意思表示)権はありません。(表の見方)◇は賛成、◆は反対

一 般 質 問

第1回定例会では12人の議員により、市政全般にわたり一般質問が行われました。

以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言は通告順）

しかし、巡回バスはあくまで運行形態の一例であり、住民の必要最低限の交通を確保することがその趣旨である。従って市の地形や集落の点在状況等から、巡回バスが効率的であるかの問題もあり、それを含めて運行形態、経費等総合的に勘案し、市の特性にあった地域公共交通の検討を進めている。まだ日程等は判断できる状況にない。

質問者 大田重男議員

過疎化における高齢者の交通手段について

議員 高齢者の交通手段は市長の公約にあり、いつ頃から実施できるか。どういった形態でやるのか。民間委託か自前か。財政的どの程度の予算が必要であるか伺いたい。

市長 高齢者の交通手段については路線バスや鉄道沿線から離れた地域に住んでいる住民で、交通手段がない交通弱者の交通機関の確保は重要な課題であると認識している。指摘のとおり選挙公約として巡回バスの運行を掲げている。

防災対策・防災システムについて

議員 平成二十三年六月から火災警報器の設置が義務化される中で、市はどのような取り組みをするか。非課税世帯、低年金暮らしの高齢者への配慮について伺いたい。また、無線放送を利用する防災システムを作る考えはないか。

市長 平成二十三年六月から既存の住宅にも適用される。市でも阿久根地区消防組合火災予防条例に基づき、住宅用火災報知器推進委員会を設け、啓発活動や警報器購入、設置について指導、助言等を行っている。広報あくねでは平成十九年以降四回の啓発記事を掲載し、平成二十一年二月号

で安全・安心なまちづくり特集としてPRした。警報器設置は広報活動による啓発とともに普及体制の整備を図りつつ、重大事故の未然防止及び住宅火災での死者の低減を推進したい。警報器の設置率が低いので消防団員等の協力も得て設置率の向上を図りたい。非課税世帯や低年金暮らしの高齢者への配慮は、住宅用火災報知器設置推進委員会と充分に検討を重ねていきたい。生きがい対策課でも一人暮らしの高齢者や身体障害者、突発的で危険な疾病をお持ちの方に対し、火災報知器付きの緊急通報装置運営事業を市単独事業として取り組んでいる。

無線放送の利用は、平成十七年度から広報用放送施設整備事業として市内各集落の無線放送化を推進し、いずれも福祉無線緊急連絡がオプションとして装備可能である。

観光について

議員 二年後に新幹線が全線開通するが、阿久根が陸の孤島とならないように早急に観光面で対策を打ち出してほしい。

い。現在、阿久根で一番集客力が高いのは道の駅阿久根であると考えているが、市のアンテナショップとして拡充する考えはないか。

市長 道の駅あくねは国道三号線沿いでは、初めて道の駅として開駅し、市内外からの利用者で賑わいを見せ、物産館では市特産品の販売拡大とPR等を行っている。アンテナショップとしての役割も果たしていると考えており、今後も市民のアイデアなど生かして拡充、充実したものにする。



道の駅あくね

議員 日本に在住している者は、様々な法律等によって多くの権利が保障されている。ただし権利と表裏一体として義務も与えられ、そして守る必要があると考える。日本は法治国家であり、そこに暮らす国民はすべての法律等を遵守する義務があると考えますが、市長の良識ある見解をお示しいただきたい。

市長 選挙で選ばれた人間のやるべき仕事は、社会づくりである。どのような社会にするか。そして次の世代にどのような阿久根にするか。これが最大の責任である。それが全てである。そして実現するために言葉を使わなければならない。つまり道理を通さなければならぬ。その道理を通すために、多くの方々にそれを理解していただき、そのように行動していただくために法や条例があると考えている。目的は市民の暮らし、そして阿久根の将来である。つまり最初から法律や条例があるそこを見るのではない。目的のために法律は作り変え利用する。そういう道具であることと認識している。政治家が作ったり変えたりする権利があ

質問者 岩崎健二議員

国民の義務について

る。法律を守ることが先である、これでは何も始まらない。どのような社会を作るか、そこにこだわるそれが仕事だと思っっている。

選挙公約について

議員 選挙公約について質問する。

市長 選挙チラシを含む公約の意味は、いろいろ中身的にはあるが基本は苦労を共にし、痛みを分かち合う、支え合う阿久根を創ることである。

給食費の未納について

議員 給食費の未納についてお尋ねしたい。

市長 給食費の滞納額は平成二十年度四月一日現在で平成二十四年から十九年は六百七十七万五千五百十五円である。滞納額が多いので、平成二十年十一月に小・中学校の全保護者に対し、悪質な未納者に対しては法的手続きを取る旨の公文を配付した。同時に広報あくね十二月号でも掲載し、学校給食費の適切な納入について理解を求めたところである。学校現場では郵便配達証

明の督促状送付や校長が電話で交渉して納入の依頼をした。その結果、二十年度末には過年度の収入が百四万二千七百五十七円あり、平成二十年度末での過年度の滞納額は五百七十一万二千七百五十八円となった。平成二十一年度四月当初の過年度滞納額は二十年度の滞納額が新たに百五十二万三千五百五十五円あり、十四年から二十年度までの滞納額累計が七百二十三万五千八百十三円となった。今後滞納者を増やさないために、平成二十一年度四月、小・中学校の全保護者に給食費納入確約書をお願いしたら、全ての保護者から提出があった。

次に二十一年度四月から六月までの未納者は、小・中学校十三校の児童・生徒で千八百七十名うち四月の未納者が八十八名、前年度比のマイナス二十三名、五月が百三十一名、これは二十五名プラス、六月が二百二十四名マイナス百十七名であり、全体では前年度と比較して百十五名の減になっている。

政治姿勢について

質問者 児玉賢一郎議員

議員 マニフェスト中で給食費の無料化、ごみ袋値下げ、巡回バスの運行、後期高齢者への医療補助、中学校までの医療費の無料化、保育料の補助、これらをいつから実施するかお尋ねしたい。

次に所信表明及び施政方針について理解できない部分もあるのでお尋ねしたい。

まず、市民の主権と責任であるが、主権を行使する経験とはどんなことであるかお尋ねしたい。

安心の暮らしの実現で景気の変動などにびくともしないまちづくりはどんなことかお尋ねしたい。

労働に見合った対価とはどんなことかお尋ねをしたい。

負担を後生に残さず、より長く多くの人の暮らしを支える効果を狙った投資を心がけるとは具体的にどんなことかお尋ねしたい。

市長 マニフェスト等はもう取り組み始めている。それが形として議会に提案する段階に

入っていない。

景気の変動にびくともしない阿久根を作る。これはお金一辺倒の世界から脱却することであり、今は金を持つている人が一番でなければ惨めな社会になっている。しかし阿久根には畑もあり海もあり、それに助け合う人間関係さえあれば惨めな暮らしをしないですむ環境ができてくる。問題は人間関係づくりをしていかなければならないと考えている。

主権を行使する経験とは日頃から議会や市政に対して関心を持っていただき、市民懇談会等で意見を出していただく、注目を付けていただく、それによって阿久根を住みよい所にしていく。これが主権を行使する経験の意味である。

適正な労働の対価とは経営者として経営の観点から見れば個々の仕事と人間の能力などを見て判断できることだと思う。

より長くという無駄のない状況の使い方をしているか、ればならないというのは、ここ一年から二年は多額の交付金等をいろいろ国が財政的に

交付する環境がある。いろいろ制限はあるが、それに対して市では取りあえず今まで準備してきた年度予算を前倒しして消化している部分が大変大きい。しかしその残った部分というものを急いで何でもいから早く使えという話ではなくて、最も効率のいい形で使っていく必要があると考える。

質問者 石澤正彰議員

市民ホールに設置した自動販売機の管理について

議員 自動販売機の管理責任や

これまでの収益はどこに帰属していたか。年間収入はいくらか。市民に安く利用してもらう基本的な姿勢はないかお尋ねしたい。

市長 市民ホールの自動販売機の管理は平成十六年三月までは市職員労働組合が管理をして、同年四月以降は市職員互助会が管理をしている。収益は同年三月までは労働組合、同年四月から十七年八月までは互助会と労働組合で折半、平成十七年九月以降は互助会

の収益となっている。
市民に安くして利用していた。基本姿勢については、自動販売機の管理は職員、互助会が管理をしているので、互助会会長の総務課長から説明をさせる。

総務課長

自動販売機の年間収入は、平成十六年度は電気料二十二万八千円を除き、百二十二万五千円の売り上げがあり、互助会に五十六万三千円、組合に五十六万二千円、互助会は法人税十五万四千円を支払っている。互助会収入分は四十万九千円となっている。平成十七年度は電気料二十二万八千円を除いて百五十二万二千円の売り上げであった。互助会に八十三万二千円、組合に二十二万円、互助会は法人税十六万円を支払っている。互助会収入は六十七万二千円であった。平成十八年度は電気料二十二万八千円を除いて、百六万六千円の売り上げで、すべて互助会の収入である。うち法人税十八万七千円を支払っている。収入は八十七万九千円であった。平成十九年度は電気料二十二万八千円を除いて、九十九万七千円の売り上げで法人

税二十一万四千円を支払っている。互助会収入は七十八万三千円であった。平成二十年度は電気料二十二万八千円を除いて九十四万円の売り上げで、法人税十八万三千円を支払っている。収入は七十五万七千円であった。
市民に安く利用してもらおう

(松永総務課長)



市民ホールに設置してある自動販売機

児童手当過払い振込み事故について

議員 このような単純な事故が発生した原因、再発防止策を示していただきたい。

市長 発生の原因は担当職員が電算の入力の際に一箇所チェックを入れ忘れたという単純なミスである。今後はチェックリストの見直しや確認の徹底をしたい。対策は、人員を一名増員して無理のない環境を作ろうと考えている。

市長が掲示した人件費の張り紙が剥がされた事件について

議員 市長が失職したらその時点で市長の行為は無効になるのか。市長や議員は市民の代理人と認識しているがいかが伺いたい。

市長 私の任期中に張り出した人件費の張り紙は私の政治姿勢であり、失職したからといって新たな市長が誕生するまでは無効になるとは思っていない。市長や議員は市民の代理人であると思っており認識している。

公共の場における議員の発言について、どうあるべきと思うか

議員 公共の場における議員の発言について、どうあるべきと思うか市長の見解をお聞かせ願いたい。市長が国や県に

陳情に行き、頭を下げたら無償で貰えるお金があるかお聞きしたい。

市長 政治家は自分の責任であり、間違った情報を伝えないことが大事だと思う。

国や県に陳情に行き頭を下げに行けば貰える環境はないと認識している。

質問者 古賀 操議員

コンプライアンスとは

議員 コンプライアンスとは法令遵守の意味で、法律や規則を守ることでされている。しかし市長は市長給与削減条例案の審議の中で特別職報酬等審議会条例に基づき、報酬等審議会の意見を聞いたかとの質問に対し、市長が提案し最高議決機関である議会が決めれば良い、報酬等審議会に頼る程のことでもない。報酬審議会は住民の代表ではないからこの手法に拘らなくてもよいとの答弁だった。そこで市長の条例及び規則や、法令遵守に対する考え方をお聞かせいただきたい。

市長 法令遵守とは、頭にある

のは社会の進み方、あり方、そのために法律を作り変えるのだと思う。議会と市長のいる場所は、そのぎりぎりのところの争いの場だと思つ。それを議論によつて突き詰めていってあり方を変えていく。その作業のところについて。市民に向けていう言葉、職員に向けていう言葉と政治家が自分の中に持っている言葉は別でなければならぬと思つており、使い分けができなければならぬと思つている。そうでなければ自分が作ったはずのものに振り回され、あるべき姿を追求できない気がしている。何かに守られている発想や感覚は私の中にはない。法律を守れば自分が守られると思つていない。

市役所の危機管理能力について

議員 市長は失職され残務整理を理由に市長室へ出入して、市の全ての情報が分かる市長端末を操作する。このようなことをしたことで市役所のセキュリティ能力と情報管理能力の脆弱性が露呈した。現在このような事態に対応す

るマニュアルはあるかお尋ねしたい。

市長失職中の市長入室は本来、職務代理者がしっかりと対応すべきと考える。そしてあの時の状況を憂うた議長がそれらの点について文書にて職務代理者に質問をした。その件は選挙期間中だったから、政争の具にされるとの理由から回答しなかった。これらの職務代理者の回答に対して適切だったかどうか。その理由についてもお聞かせいただきたい。

次に市長が失職後、市長室に入室する必要があった理由に市長でなければ出来ない職務だったと聞いている。職務代理者が失職中の市長を市長室に入れ、決済してもらわなければならなかったのは、どのようなものだったのか。また、それは職務代理者では出来なかったのか。併せてお答えいただきたい。

次に新聞で報道された市職員組合事務所の使用許可の件について、市長は使用許可書に判は押していないとコメントがあり、総務課長が保管する阿久根市長印が押されている。代理決済として阿久根市

公印規程に基づく阿久根市長印を押したものについて、市長の発言とその考えを聞きたい。阿久根市公印規程に基づく公印で代理決済したものについて、市長が押していないとの理由でその決済事項は変えられるのか伺いたい。

市長 市長が議会で失職したら全部放棄していいのかということであるが、市長の仕事は一旦就任したら次の市長に引き継ぐまでは責任があると考えている。出入りできない、何もできない、そのようなことを乗り越えて市民を守る覚悟がある。むしろ議会で失職した時点で選挙で選ばれた人間が関与できない状況が危険であると考える。

課長 市長不在期間の職務代理者のセキュリティの指摘であるが、情報管理に関するセキュリティーマニュアルは阿久根市行政情報セキュリティポリシーの中でパソコンの使用の基準を謳っている。

今回の失職期間は特殊な事情があり、会計年度は四月一日から翌年の三月末日までであるが、財務会計上では五月末日が出納閉鎖期間であり、年度をすぎても多くの決裁文

書が回ってくる。失職したのが四月十七日であるため、それまでの多くの決裁文書が回ってくる。それには市長の印で、残務整理の必要があった。職務代行による代理決裁等は、阿久根市事務決裁規程と阿久根市長の職務代理者に関する規則に書かれている。組合事務所の申請は行政財産の使用許可であり、庁舎等は総務課長の決裁で通っている。これまでも組合事務所の許可は毎年申請され、慣習により総務課長決裁で通っていたので許可を出してある。

(松永総務課長)

市長の選挙公約について

議員 市長は所信表明及び施政方針で二度の不信任を受け、それでも私の改革を市民は選択された。迷うことなく改革を推進する」と述べられたが、未だ具体的な内容に触れず、市民懇談会では抽象的な言い回しものを公約として述べられ、逆に市民の方から公約取り組みについて聞かれている。市長は公約に向けて任期四年間の中で公約実現プロジェクト的なものを立ち上

げて、市民に早く掲げるべきである。それにより、職員も議会も達成に向けて協力する必要があると考える。早急に公約実現への道筋を示していただきたい。財源確保が前提での公約実行であるから簡単にできない。だからこそ、その理由とそれに対する協力、理解を得る必要がある。この選挙公約について、その具体的な実行方法と工程についてお伺いしたい。

市長 公約の具体的な工程表は他の議員に答弁したとおりで、一緒に作って行きたいと思っている。私が出して議員がそれぞればらばらに多数決するのではだめだと思う。充分審議し市民と議論して痛みを必ず得る人がいる。それをどこに引き受けていたか。この作業が必要である。何かを貰って分配するような発想ではないかと思っている。



質問者 木下孝行議員

市長の所信表明及び施政方針について

議員 平成二十一年度の国の地方自治体に対する緊急対策支援は、二十年度末に配分された地域活性化生活対策臨時交付金二億千万円のうち二十年度分を除く二十一年度繰越分一億四千七百万円、そして地域活力基盤創造交付金、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金など、併せて二億千三百六十八万円が国の進める経済対策の市への現時点での交付額である。そして今会期中に追加提案される補正予算で、地域活性化経済危機対策臨時交付金を含むと四億五千八百十三万円ほどになる。そのような国からの交付金が交付される中、近隣の自治体が公共工事を中心とした産業振興に繋がる経済対策と雇用対策を実施している。前年度と当初予算に対して他の自治体では交付金等を使い、増額予算の計上を図る中、市では当初予算で土木費や農林水産業費が前年度当初を割り

る。前年度と当初予算に対して他の自治体では交付金等を使い、増額予算の計上を図る中、市では当初予算で土木費や農林水産業費が前年度当初を割り

込む減額予算である。国の方針や経済対策、雇用対策の趣旨を反映していいと思うが市長の見解を伺いたい。

市長 公共事業の予算が減額している件は、二十年度末の国の交付金がいろんな形でメイ
ンが出てきたので当初に入れていたものを二十年度末に前倒しした結果、二十一年度予算が減額になって見えるだけである。また、追加で予定しており公共工事は増える。

少子高齢化対策について

議員 公約で後期高齢者の医療費の補助を掲げているが、平成二十年の六月議会で後期高齢者に対する助成制度として当時市長も議員であり、賛成をして議員発議の意見書として可決された経過がある。このことについて、昨年十二月議会において高齢者のために早急な制度化を市長にお願いをした。この公約の実施の時期と、この制度が私の出した意見書と整合性があるか、また違うのであれば、その制度の具体的な説明をお願いしたい。

市長 高齢者に助成をするこの

問題であるが、具体的な対策をと思った時に問題が出てくる。どこで仕切るかということである。例えば低所得者でも資産が結構ある、あるいは子供と同居しているなど、余裕のある低収入者と、本当の低収入者の仕切りの部分をはつきりする必要があるが、それによってどれだけお金がかかるかということも出てくる。そのへんを今後具体的にしていきたい。

委託等公契約について

議員 低迷する経済状況の中、市と公契約を行う市内企業は景気の低迷や取り巻く厳しい環境の中でも地域経済や雇用の確保と地域の暮らしに貢献して来たことは事実である。公共関与の契約での地場企業の育成、雇用の確保、市民生活の確保の観点から、その対応について市長はどのように考えているか、市長の認識はどうなのか伺いたい。

市長 企業の育成は今ままでありやってこなかった。簡単にできないと思っている。人を育てることで雇用と人材育成が同時にできている。その

ことには取り組んでいくつもりである。市では鶴翔高校支援宣言をして、いろんなことで関わっていく準備を始めている。より一層、人材育成でも積極的に取り組んでいきたい。

質問者 濱崎國治議員

市政運営について

議員 二期目に入った市長に市の将来を託した市民の期待に答えるため、また議会での理解を得るためにも具体的な実施計画を示す責任と必要があると思うが、実施計画を示す状況にないとのことであるが、あえてお尋ねしたい。

所信表明や施政方針に掲げてない市政の運営方針で、選挙公約には農業水産業、商工業の活性化の支援を行うとあるが、本市の基幹産業である農業、漁業の振興をどのように図ろうとされているか。地場産業を始めとする商工業をどのように育成し、振興しようとするのか。具体的にどのような支援を行うかお聞かせいただきたい。

また、市政は多方面にわたっており、これら以外の部分の行政をどのように運営しようとするのかお尋ねしたい。

市長 再度市長になってから一ヶ月ぐらいである。この状況で再度計画を示せというのもきつい気がする。基本的な考え方に留まる。実際の話し各課は今までやってきた事業、方向性、方針がある。それを全体としてどんな方向に持っていくかなければならないか。そういう観点と同時に現状の把握に今取り組んでいるところである。現状を把握しながら皆さんの要望をお聞きして、それをどうやってら全体のあり方に繋げていくかという作業に取り掛かっていると

現場に入り、そしてから組み立てていかなければならない順番であるので、まず、計画が先にありきという段階ではない。本当に予算を伴うもの

であるので、体制づくりから入ろうとしている。そのためには現状を把握しなければならない。そして、体制として市役所が国の言い成りの状態、三割自治という表現をされるが、本当に言われたものをどのようにして配分するべきかに意識が向いてなかった。だから市民も自分の所は何をしてもらえるかという発想が先にたつてしまつて、これをしてもらいたい、こうしたら自分たちはこのようになるという視点からの要求を組み立てたことがないような気がする。これからはそれをやっていただくことになる。それに迅速に対応できるように市役所づくりもしていく。

議会にも変わっていただきたい。市政を本当に一緒に取り組んでいただきたい。痛みをどこかで感じていた、たいに納得して、委員会を作っていた、だきたい。その体制の中からもいろいろんことが発見、積み上げていくことが出来るはずだと感じている。

水産業は、本年一月に全国七番目の認定を受けた優良衛生品質管理市場を足がかりに他産地との差別化を図り、新

鮮で安全・安心な水産物であることのPRに努め、市場食堂ぶえんかんのアンテナショップとしての機能を高め、魚の向上や魚食普及を推進し水産業の普及に努めたいと考えている。

商工業の振興は、引き続き健全な安定経営に向けた中小企業振興資金及び県制度資金等の積極的な活用を促進し、商工会議所や各種団体と連携しながら、活力ある商工業の形勢を目指していく。また、喫緊の課題となっている雇用対策は国・県などの制度活用を図りながら、雇用創出に努めていく。

観光は、魅力ある観光地づくりを進めるために山の幸、海の幸の豊富な地域資源を生かした体験型観光の強化が望まれており、受け入れ体制の整備や体験メニューの充実など運営体制の確立に努めていく。また、豊かな食材を生かした食のまちづくりを進展させ、うに井祭り、伊勢えび祭りの充実強化に努め、観光協会などとの連携を軸として取り組んでいく。

質問者 牟田 学議員
食の自立支援事業について

議員 旧高齢者等訪問給食サービス事業は、百十三名が利用しているが、現状の配食は日曜日、祝日、そして八月十三日から八月十五日までと十二月二十九日から一月三日までが休日になっており、この間も配食希望者がいると聞いている。従って安否確認も休日ではないということである。委託業者が一社であることが問題であると思っているが、これについて市長の考え方をお尋ねしたい。

市長 一人暮らしの高齢者は休日にも配達してほしいとの要望もあることは承知しており、配食サービスが安否確認も兼ねていることから、考え直す時期に来ていると思つています。今後、どれくらいの需要が見込まれるか調査し、そのために調理及び配食スタッフを何人増やしたらよいか、市の負担はどれくらい増えるか。介護保険計画との調整を図った上で要綱を改正し、実

施していきたいと考えている。また、委託業者が一社であることにも言及されたが、その件も併せて考えたい。

紙おむつ支給事業について

議員 紙おむつ支給事業は現在一ヶ月当たりフラット型が九十枚以内、尿取りパットは百二十枚以内を希望に応じて二ヶ月に一回配付されている。支給に当たっては実態調査をして、確認ができれば支給する。その支給の範囲内で使用していても布団を汚してしまふなど不具合が生じてしまふ。何枚以内と決めないで介護者の希望に沿った配付の仕方がないか。

市長 紙おむつ支給事業は利用者の実態に合わせて支給すべきであるので、生きがい対策課に改善を指示している。現在の利用者について、実態及びニーズ調査を行つており、併せて県内各市の状況も調査している。調査の結果により要綱改正を行う予定である。また、予算措置も必要となるが、この事業は介護保険特別会計の地域支援事業で予算措置をしている関係から介護保

険事業計画と調整し、補正を考えている。

観光費について

議員 阿久根大島は市にとつても大切な観光地である。七月、八月のシーズン中に県内外から多くの人に来てもらうために、市として渡航船代の一部を補助する考えがないかお尋ねしたい。併せて阿久根大島の宿泊について、シーズン中もだが、オフシーズンでも宿泊していただけるようなイベントを考えているか伺いたい。

市長 阿久根大島渡航船運航業務は南国海運株式会社が行っており、平成二十年度の利用者数が約一万六千人であり対前年度比で約百人の増となっている。指摘の運賃だが、平成二十年四月に値上げをされた。この運賃値上が影響したのか渡航者数はほぼ横ばいの状況が続いていることに対し、脇本海水浴場への海水浴客はここ数年、増加傾向にある。このことから、阿久根大島の渡航者増に向けた取り組みが望まれている。また、渡航船運航業者への補助金交

付による運賃値下げは、予算を含め補助金、交付金要綱の制定等の作業も伴うことから来年度に向けた取り組みとして前向きに検討したい。

次に宿泊施設の利用状況であるが、平成二十年度は海の家A、B、C棟及びバンガロー十三棟の合計で宿泊利用件数五百三十四件、利用部屋数八百四十部屋で、年間の使用料は約三百五十万円となっている。また、休憩利用は合計四百部屋で使用料は約十八万八千円となっている。昨年実施した事業は五月にウォークラリー&バーベキュー大会、ファミリーフィッシング大会、子供たちを対象としたキャンプの阿久根大島クラブ、九月にはレゲエイン阿久根大島などである。本年度にも五月から十二月まで多くのイベントが計画されており、そのうち四つのイベントが宿泊型となっている。市では指定管理者と調整を図りながら肥薩おれんじ鉄道の利用促進事業と連携した取り組みなども視野に入れ、宿泊施設の利用者増に努めていきたい。それから阿久根大島の愛称募集を広報あくねで掲載するなど集客

に工夫したい。

質問者 中面幸人議員

雇用対策と景気対策について

議員 昨年からの出水地区の大手企業の撤退による多くの失業者が出たことは、阿久根でも深刻な問題であり、市内でも多くの失業者がいる。国や県は緊急的な対策として交付金を出しているが、緊急的な景気対策としてどのような交付金が入ってきたか。また、市内の失業者を把握しているか伺いたい。

道路改修等の要望はどれくらいあるのか。また、履行されずにいるのがどの程度あるか伺いたい。

現在道路維持係では職員で測量設計し工事発注しているが、測量業務の外部委託は出来ないか伺いたい。

本年度も水道事業には多くの予算がついているが、土工事は土木業者に、管布設部分は設備業者に分割発注できないか伺いたい。

市長 交付金は地方公共団体に

も地域活性化の取り組みに対する財源として交付されている。具体的な内容は、企画調整課長に答弁させる。

地域からの要望は六月末現在で道路で二百四十四件、工事費で約六億円となる。河川、港湾、漁港で六十一件である。

道路新設・改良工事及び河川改修など比較的規模の大きな事業は外部委託をしている。今後補正予算等で事業量が増した場合、発注の遅れが生じないよう外部委託も視野に入れて検討していきたい。

平成二十一年度水道事業の第六次拡張工事の全体での工事費は六億千八百二十万円である。分離発注では宮ノ前水源と予定している。土木関係で出来るところは分離発注して行く予定である。

課長 景気対策としての交付金の内訳と使い方について、平成二十年度の第一次補正では地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、第二次補正では地域活性化・生活対策臨時交付金が交付されている。次に平成二十一年度の補正予算として地域活性化・経済危機

対策臨時交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金が予定されている。また、公共投資臨時交付金は交付限度額や交付金要綱などがまだ明確に示されていないので事業内容は未定である。

(橋口企画調整課長)

課長 基金を使った雇用対策はふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出事業臨時特例基金の交付金事業がある。

平成二十年度の国の補正予算に基づいて、年度末に交付をされるということで、今回、平成二十一年度の予算で審議いただいているので、可決をすれば事業が採択を受けて予算化をしているところである。

ふるさと雇用再生特別基金事業は現在調整中であり、まだ申請もしていないので、交付は受けていない。

市内の失業者は、市はもとよりハローワークでも実数の把握は極めて困難であるため、市内の実数も把握は出来ていない。

(上野水産商工観光課長)

環境行政について

議員 多田の丸内地区にある塵芥処理施設の移転計画は、覚

書によると平成二十二年三月までに移転するとある。平成二十一年一月に北薩広域行政事務組合側と施設所在地の地区、だけで平成三十年までの延長の覚書を結んでいる。周辺の住民に十分な説明もなく、一地区との覚書をいかにも秘密裏に結び、移転計画問題が解決したかのようにおぼろげに、この経過について市長の見解を伺いたい。

市長 環境センター移転計画は、移転問題が早期に解決できるように、地区住民と議員の理解、協力もいたさながら北薩広域行政事務組合に働きかけて行きたいと考えている。しかし、今私が市長として、また広域の理事の立場になったわけである。過去の経緯について、全て引き受けて

やっていかなければならない立場にある。地域の問題、御不満など解決できる方法があれば、取り組んでいきたい。

質問者 牛之濱由美議員

給食センターの職員人事について

議員 給食センターは平成二十年度から調理業務と配送業務は委託したが、センターには二名の市職員の配置がなされている。業務内容と職員でなければならぬ必要と今後この職員配置するかお尋ねしたい。

市長 給食センター職員の業務は施設設備や一般会計予算、そして給食費の管理である。給食費は受益者負担であり、給食に係る食材の調達や支払いの執行、さらに滞納者に対する徴収義務もあり、悪質な滞納者の法的手続きにも取り組んでいる。また、自然災害時の対応や停電、食中毒、異物混入等の発生による不測の事態の決断を即決する環境もある。そして市内小・中学校の食育に係る重要な給食業務



丸内地区にある環境センター

を、第一線の現場で陣頭指揮するため市職員二名を配置している。

給食センターの人事については現在のところ今のままで行こうと考えている。調査は行う予定である。

大川小学校の児童数減少に伴う複式学級移行について

議員 過疎化が進み児童数も減少し、大川小学校も複式学級移行になりかねない状況である。学校、PTA、地域も特認校制度を活かしながら活動しているが難しい状況である。地域任せばかりで市の動きが見えないという声もある。そこで市長の考えと教育委員会の取り組みをお聞かせいただきたい。

市長 大川小学校は現在、全校児童五十三人であり、平成二十二年の入学予定者を入れた学級数見込み調べでは、三年生と四年生が合わせて十二人ととなり、複式学級になる見通しである。二十三年から三・四年生と五・六年生が複式学級になる見通しである。市では平成十四年度から小規模校の児童生徒数を確保

して行く方策として小規模校入学特別認可制度を導入している。この制度の適応を受けた学校は校区外の希望者に対して入学を受け入れることが出来るものである。現在、大川小学校を含む市内五つの小学校で十五名、一つの中学校で一名の児童・生徒がこの制度を活用して学校へ通っている。今後はこの制度を就学前説明会時に周知をするために広報あくねで広報活動を行いたいと考えている。受け入れ校はこれまで以上に特色ある教育活動を通じた魅力ある学校づくりに努め、校区外へ各学校の良さを積極的にアピールできるように努力したいと思っている。また、地域の方でも若い方が来やすい環境、人間関係づくりに取り組んでいただきたいとも考えている。

市内の職員配置について

議員 市長は各課の業務内容や業務量の把握を充分したうえでの適正な人事だと思ってお聞かせいただきたい。

市長 平成二十年度の一般職員は計二十五名の退職者があり、平成二十一年四月一日付

けで新規採用職員四名を含む人事異動を行った。人員配置は第四次行政改革を進行中であり、組織のスリム化と適材適所を心がけた。

業務内容や業務量の把握については、四月一日の人事異動に伴い、各課での調整がされた職員配置図や事務分掌を総務課で取りまとめ、これに基づいて各課では各管理職のもと、担当職務が遂行されている。業務内容や業務量等については、人事異動後の調整が必要であるのか、各課長ヒアリングを実施しているが、平成二十一年度は市長失職という状態でヒアリングが遅れている状況である。

質問者 檀柑幸雄議員

市長の政治姿勢について

議員 経済危機の中で本市も厳しい経済状態になっているが、市の経済の活性化を図るための市長の見解を求めたい。

市長 市経済の活性化は長期的視点に立った地域活性化策を考えている。地域経済を活性化し、市税の歳入増を図るに

は、国内景気が持ち直すことが大きな要因となるが、やはり長期的には生産人口を増やすこと、一人当たりの生産額を増やすことにある。基幹産業である農業、漁業の生産物の付加価値を上げること、交流人口や定住人口を増やすことが重要である。具体的な政策は次期総合計画に盛り込んでいきたい。この計画案の作成は市民アンケートや基礎調査をもとに策定委員会の検討を経て、市長に原案を示し、そして、市長から総合開発審議会に諮問し、答申を得たものを議会提案することになる。従って、計画策定上の市民の議論は市長の諮問を受ける審議会だけになるので、今回は方法として審議会に加えて、策定検討の中で市の活性化のテーマに限定して異なるところから協議をしていただく市民中心のメンバーによる会議を作り、次期総合計画の素案づくりの段階で参画していただき、幅広い議論の中で充実した計画づくりを行うとともに、活性化策を検討していきたい。

議員 雇用対策について、阿久根でも失業者が増えている

が、NECが十二月に閉鎖すれば数百名が離職するが、当然、当市からも失業者が増えることは明らかである。現在本市の失業者が何人で求職者が何人いるか。市として当面の対策についてお尋ねしたい。

市長 市全体の失業者数は、市でもハローワーク出水でも把握は困難であり、その実数は把握することはできない。雇用情勢としては依然として厳しいが、引き続きその対策に努めていきたい。

議員 市長の選挙公約が市民の賛同を得て、再度当選された。これに対して市民が期待をしているが、公約した給食費の無料化、乳幼児医療費無料化への学童への拡大、保育料の無料化、老人医療費等の無料化について、その具体的な実施について市長の見解をお尋ねしたい。併せて市内循環バスの運行についてもお尋ねたい。

市長 選挙公約はこれまでの質問に答えたとおり、予算を確保する。その主な財源は人件費であり、早い時期に決着をつける。そのことが公約を実現していくために最も大切で

必要なことだと考えている。
巡回バスは、現在どのような形で実施したら一番良いか検討している。

議員 川内原子力発電所三号機増設問題は、平成十二年阿久根市議会第三回定例会で、市内三漁業協同組合から提出された川内原子力発電所三号機増設反対請願を採択している。川内原子力発電所三号機増設の問題は、市で可決しているが、当時の漁業協同組合は合併しており、増設反対の態度は今も崩してはいないとの回答であった。阿久根は漁業のまちであり、一旦事故が発生すれば市民生活に重大な影響を及ぼすが、市長としても当然反対すべきだと思うが見解を求める。

市長 九州電力の計画では着工が平成二十五年度、運転開始は平成三十一年度を目標にしており、建設費約五千四百億円が予定されている。現在鹿児島県知事と建設予定地の薩摩川内市長は明確な賛否を表明していない。また、九州電力は薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市で三号機の概要や環境調査の結果などについて地区説明会を開催して

り、市では西目地区で開催され、残り六箇所予定されている。従って今後市民のご意見を聞きながら判断し、適当な時期がきたら申し上げたい。

質問者 山田 勝議員 市政執行について

議員 政策を執行するには課長以下職員一丸となり取り組む必要があると思うが、市長の意思が補助員である課長職員まで徹底しているかお尋ねしたい。

市長 課長以下市民の思いを表現する意味で、取り組む意思があるかについては直接課長から答弁させる。

課長 課長以下職員までの取り組み体制について、現在毎月曜日の午前八時から課長会が開催される。それを持ち帰って各課に伝達している。
(松永総務課長)

勸奨退職制度について

議員 平成十八年から元市長が勝手に取り入れた勸奨退職制度だが市長はこの制度をどう

受け止めているか。そして今後の対応についてお尋ねしたい。

市長 現行の勸奨退職制度は平成十七年度から平成二十一年度まで、退職手当組合で実施されているが、高額な退職金に加えて割り増しまでしていることは不適切であると思っている。当時議会でも市長から説明がなく、職員に支払う退職金は一円も変わらないと答弁したにも関わらず、議会が知った時には支払ったあとであり、背任だと思つている。市の勸奨退職実施規定を変更する必要があると思つている。その他に退職手当組合の条例改正などの問題が残ると思う。

行財政改革について

議員 今年は第五次行政改革大綱の策定の予定があると聞いている。市民の納得する行政改革を進めるため今までのような市職員が策定案を作り、民間の代表者がなる推進委員会に形ばかりの諮問する改革でなく、策定案づくりの段階から民間の発想を取り入れた改革が必要だと思うが、

今後の取り組みをお尋ねしたい。

市長 第五次行政改革大綱に当たり、これまで阿久根市行政改革大綱策定以来随時見直しを行い、平成十九年三月には第四次阿久根市行政改革大綱が作成され、効率的な行政体制の確立が目標とされてきた。この四次行政改革大綱も二十一年度までの三年間であり、平成二十一年度は第五次阿久根市行政改革大綱の作成も必要と考えている。改革の推進方法は庁内に設置する行政改革推進本部において、全庁的な取り組みと進捗管理を行い、市民の代表者からなる行政改革推進委員会の審議や意見を踏まえて、市民レベルをベースに長期的なものも薄く、短期的なものは濃い内容の機動性のある行政改革大綱にしていきたい。

地方公務員の選挙運動活動について

議員 今回の市長選挙に市職員組合は四回もチラシを配布し、完全に選挙に参加をした。このことは地方公務員法第三十六条政治的行為の制限を無視したものである。その責任

を明らかにすべきと思うが、市長の考えをお尋ねしたい。併せてこの法律を犯した者に対して同法二十九条懲戒についてどのように考えているかお尋ねしたい。

市長 今回の市長選挙でも違反をしたという情報は何件か入っている。職員に対して違反をした者は報告するようにと言っているが、一件も言っていない。報告がない。しかし、前回と同様に確定した場合に処分する。

会期日程

- 会期 六月二十二日から七月二十四日までの三十三日間
- 六月二十二日 本会議
 - 会議録署名議員の指名
 - 会期の決定
 - 諸般の報告
 - 委員長報告
 - 所信表明・施政方針
 - 報告・一般議案・条例・補正予算・当初予算(提案)
- 説明) 六月二十六日 本会議
 - 報告・一般議案・条例・補正予算(質疑)、請願、陳情

六月三十日 本会議

○ 総括質疑(当初予算)

七月二日・三日・六日・十五日 委員会

○ 当初予算、一般議案、条例、補正予算、請願、陳情等についての審査

七月九日・十日 本会議

○ 一般質問

七月十七日・二十四日 本会議

○ 委員長報告、表決

主な議案の内容

※ 議案第六号

県道下東郷阿久根線改良工事に伴い、市道有田線が県道に付け替えられるため、当該路線を廃止しようとするもの。

※ 議案第七号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)が全部改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第八号

学校保健法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十三号)により学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第九号

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十五号)により児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第二十五号

市長の給料を減額するため、条例の一部を改正しようとするもの。

人事案件

※ 同意されたもの

○ 監査委員の選任について 岩崎 健 二氏

○ 教育委員会の委員の任命について 満 塩 博 美 氏

請願書

※ 不採択されたもの

○ 表川内の「しだれ紅梅」の管理についての請願書

陳情書

※ 採択されたもの

○ 郵政民営化法の見直しに関する陳情書

○ 道路建設陳情書

※ 趣旨採択されたもの

○ 阿久根市発注工事等についての陳情

※ 継続審査とされたもの

○ 根比海岸線の浸食防止策を求める陳情書

○ 川内原子力発電所三号機増設の早期着手を求める陳情(陳情第三号)

○ 川内原子力発電所三号機増設の賛成に関する陳情書(陳情第四号)

○ 川内原子力発電所三号機増設の賛成に関する陳情書(陳情第五号)

○ 川内原子力発電所三号機増設の早期着手を求める陳情(陳情第六号)

○ 川内原子力発電所三号機増設の早期着手を求める陳情(陳情第七号)

○ 川内原子力発電所三号機増設の早期着手を求める陳情(陳情第八号)

○ 川内原子力発電所三号機増設の早期着手を求める陳情(陳情第九号)

決議

※ 可決されたもの

○ 振り込め詐欺撲滅に関する決議

意見書

※ 可決されたもの

○ 郵政民営化法の見直しに関する意見書

他市からの視察

☆ 平成二十一年七月二十七日 山口県和木町議会 議会活性化調査研究特別委員会(三名)

☆ 平成二十一年八月十二日 熊本県多良木町議会(二十五名)

(執行部からの議会定数大幅削減提案を議会はどのように受け止めておられるか) 設について)

☆ 平成二十一年七月二十八日 熊本県山鹿市議会 議員定数等に関する特別委員会(十六名)

(市政運営に対する考え)(市長と議員と市民との関係についての考え)(議会(議員)に求めること(議員定数・政務調査費などを含めて))

【平成21年度当初予算の主な事業】		(単位:千円)
広報用放送施設整備事業		668
重度心身障害者医療費事業		67,920
老人はり・きゅう施術料助成事業		2,400
児童手当支給事業	164,400	00
児童扶養手当支給事業	126,000	00
乳幼児医療費助成事業	24,600	00
ひとり親家庭医療助成事業	10,800	00
小型合併処理浄化槽設置整備事業	47,424	
生ごみ処理器購入助成事業		300
中山間地域等直接支払制度事業	10,240	
えんどう連作障害対策土壌消毒事業	1,375	
産地づくり対策事業	4,146	
遊休農地解消対策事業	2,000	
水産物流通対策事業	1,000	
稚魚放流事業	1,370	
阿久根みどこい祭	5,000	
山村留学実施事業		390
未来をひらく「阿久根っ子」事業	1,530	
九州高校選抜駅伝競走大会	3,600	
全国中学校選抜剣道大会	1,250	
ポタンロードレース大会	3,450	

郵政民営化法の見直しに関する意見書

平成19年10月1日、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金及び簡易保険のいわゆる郵政三事業を経営していた日本郵政公社は、持ち株会社である日本郵政株式会社の下に、4つの会社（郵便事業株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命及び郵便局株式会社）に分割・民営化されたところであります。

民営化後の状況を見ると、三事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、サービスの面でも国民の利便性向上をうたう郵政民営化法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられている。このことは、国民の共有の財産である郵便局ネットワークの存続に赤信号が灯っているといっても過言ではありません。

つまり、郵便事業には、全国一律のサービスを維持することが法律に明記されているのに対し、貯金、保険の金融サービスについては、最後の砦とも言うべき郵便局において、将来にわたってサービスを受けることが法律の上では何ら保障されていないことから、他の代替手段を持たない住民生活にとっての死活問題ともいうべき大きな不安となっているのである。

よって、国においては、郵便、貯金及び保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないように、法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講ずることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年7月17日

鹿児島県阿久根市議会

議員研修会

◎ 市町村政研修会

平成二十一年八月六日鹿児島市において、平成二十一年度市町村政研修会が開催されました。研修会では、(有)志縁塾代表取締役の大谷由里子氏による「元気を作る「大谷流」コーチング」〜ココロの元気でパワーアップしよう〜と関西学院大学大学院経済学研究所、人間福祉学部教授の小西砂千夫氏による「基本方針二〇〇九と地方財政の見通し」と題して講演が行われました。

◎ 阿久根・水俣・伊佐・出水四市議会議員研修会

八月二十日出水市において、阿久根・水俣・伊佐・出水四市議会議員の研修会が開催されました。研修では元鹿児島いずみ常務理事の房村守雄氏による「いま、食と農について考える」と題して講演が行われました。また、四市議会議員が地域の活性化と地域住民の生活の向上を図るため、六項目の事項について決議されました。

議員表彰者

去る五月二十七日に日比谷公会堂で開催されました第八十五回全国市議会議長会定期総会において、権柑幸雄議員が勤続十五年以上の表彰を受けられました。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙が実施され、阿久根市議会の濱之上議長が鹿児島県市議会議長会からの団体推薦により「市議会議員」の選出区分に係る選挙に立候補し、県下十八市議会で選挙が実施された結果、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

お知らせ

◎ 議会議録の閲覧について

本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回市議会定例会か

議会用語の解説

○ 表決とは

議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを言います。議長がこの表決をとることを採決と言います。

○ 無記名投票とは

議員が賛成または反対の意思を表示する場合、自己の氏名を明示しない投票方法を言います。議員は配布された投票用紙に賛成または反対と記入して投票します。

○ 質問とは

議員は地方公共団体の一般事務について、議長の許可を得て質問することができます。

いわゆる「一般質問」で議員が当該地方公共団体の行政全般について、執行機関に対し説明を求め、あるいは事実又は所信をただす行為をいいます。質問者は、議長が定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければなりません。

○ 議決とは

- ・可決（否決・修正可決）……………予算・条例等
- ・同意……………選任・指名推選等
- ・決定……………日程の追加等
- ・承認……………専決処分等
- ・許可……………議員の辞職等
- ・認定……………決算
- ・採択……………請願・陳情



河野義夫元議員逝去

※ 一瞥になれます。議会議長より、議会傍聴に関するお問い合わせは、事務局まで。TEL (七二)〇八一五

★阿久根市港町十二番地 平成二十一年七月二十三日 (八十一歳) 逝去 ☆昭和五十年五月初当選以来 六期 この間、文教厚生委員長・経済副委員長などを歴任 ☆阿久根市政功労者表彰・全国市議会議長会勤続十年・十五年・二十年表彰をそれぞれ受賞

ここに生前の御功績をたたえ、ここから追悼の意を表し謹んで御冥福をお祈りいたします。

本会議の様様をインターネットで生中継

市のホームページ (URL=http://www.city.akune.kagoshima.jp/)

平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になれます。

